

光二十年（巻一七〇）、二十二年（巻一七四、一七五）にも名が

みえる。

（43）公同 共同。一緒に。

（44）鄭懋昌 鄭澄瀾の子。咸豐三年に鄭澄瀾が死去したので、その補充として土通事として任せられた。

（45）僉舉 皆で推挙する。

（46）儀文 公式の文章。儀式用の文。

（47）親供 自ら供述する。自供。申し立て。

（48）保結 他人の身分や行為を保証する保証書。

（49）印結 認印のある保証書。

（50）遺欠 空白になつた前任者のポスト。欠けた状態の役職のこと。

（51）接頂 欠員補充。新たに引き継いで職務に当たる。

（52）供応 官府の必要とする品物を調達すること。提供、供給、補給。また接待すること、もてなすこと。

（53）陶慶章 咸豐三年の福防同知。巻一九七では署福防同知とある。

2-193-10

福建布政使司より琉球国中山王世子尚泰あて、八重山漂着の中国人苦力の護送許可を通知する旨の咨文

（咸豐三《一八五三》、三、三十）

福建等處承宣布政使司、咨覆する事の為にす。

咸豐二年十月二十八日、請諭の正使王舅馬克承・副使正議大夫梁必達等の稟もて繳めたる貴国王世子の咨に拵るに（次の如く）

開せり。

照らし得たるに、咸豐二年三月二十三日、本国屬島の八重山地方官の報に拵るに称すらく「咸豐二年二月十九日、嘆國船隻、本島の崎枝の洋面に漂到する有り。走りて暗礁に上り、正に危急に在れば、該嘆夷、即ちに搭駕せる中國人三百八十名・嘆人一名を將て上岸せしむ。翌朝、船纏かに潮に隨いて礁を下る。二十三日に至りて上岸の人等を捨て置き開洋して去れり。

詢いたるところ、難人蔡祥慶等の口称に拵るに、慶等は福建泉州府の同安県・晉江県・南安県・惠安県・安溪県、汀州府の龍江県、漳州府の龍溪県等の處の人民に係る。嘆國に往きて生理を為さんとして該船に搭駕す。咸豐二年二月初一日、廈門に在りて開船し、洋に在りて風に遭い貴島に漂到す。礁に上りて危險なれば、慶等、上岸して其の礁を下るを候つ。乃るに嘆夷、慶等三百八十名並びに嘆人一名を將て島に置きて開去せり。船を撥して護送せられんことを懇求す、等の語あり。即ちに例に照らして館に發りて安頓せしめ、食を給して養贍せり。該難人の内、一十名は先後して病故したれば、俱に経に棺を給して埋葬す」等の由ありて前來す。

隨即に聖祖仁皇帝の諭旨を欽遵し、將に船を撥して該難人等を護送して閩に到らしめんとす。詎らざるも、四月二十日に於て、又、該地方官の報に拵るに称すらく「三月十六・十八等の日、嘆船二隻先後して島に到る有り。隨いで來歴を訪ねたるに言語通ぜ

ず。内に通事一名有り。姓は羅、名は元祐、即ち福建海澄県の人なり。称に拵るに、該難人等は前月、嘆船に搭駕して往きて金山に到らんとするの時、洋に在りて船主・水梢共に六名を兇殺せり。是を以て廈門に駐劄する嘆官は、船二隻を遣わして島に到りて拿獲して罪を問わんとす、等の語あり。即ちに嘆人四十余名、兵器を携帶し上岸して査拿する有り。當に經に該難人等、情を講じて嘆夷に附従する者一十八名、擒獲せらるる者五名、鳥鎗に中りて斃るる者三名、縊死する者二名あり。其の余は山中に竄躲し拿捕するを得ず。

該通事羅元祐、本官に告げて、該難人等は共に是れ奸邪の匪徒なれば、必ず再<sup>ま</sup>た來たりて捕獲せんとす、と云う。乃ち獲られたる所の二十五名並びに嘆人一名を將て両隻に派載し、二十三日に於て連鰐して開去せり。該の山中に竄躲せる者は仍ち旧館に來たりて居住す。

本官、即ちに嘆夷、何の縁故有りて此の如く騒擾せるやと問うに、答えて云う。前月、洋に在るの時、嘆夷、我が同輩の病を患う者一人を將て海中に抛棄したれば、我等三、四十人、忽然として怒りを發し船主・水梢共に六名を打殺せり。是の時、我が同輩五名も亦た嘆夷に打殺せらる。今、嘆夷、専ら此の事の為に島に來たりて騒擾す、等の語あり。

嗣いで四月初四日に於て、又、嘆船一隻、島に到りて五十七名を拿獲する有り。其の余は山中に竄躲し拿獲するを得ず。該通

事、告ぐるに再た來たりて拿尽せんとするを以てす。乃ち獲られたる所の五十七名を將て原船に載せ、十二日に於て開去せり。該の竄躲せる者は即ちに山中より館に回りて居住す。内、一十三名は先後して病故し、一名は縊死したれば、俱に經に棺を給して埋葬せり。附従する者一十八名、擒獲せらるる者六十二名、並びに接取せる嘆人一名、鳥鎗に中りて斃るる者三名、縊死せる者三名、前後して病故せる者二十三名を除くの外、現に在るの二百七十一名は旧に仍つて收養せり」等の由ありて前來す。

査するに、該難人等は寔に天朝の民に係る。今、遠く海島に在りて郷を離れること日久しければ、誠に憐れむべきに屬す。本より応に早きに及んで解送して閩に到らしむべし。但だ嘆夷、其の洋に在りて嘆國の船主・水梢等を打殺せらるるに因り、怒りを含みて怨みを蓄え、屢々經に船を遣わし島に到り、或いは之を擒らえ、或いは之を殺し、其の山中に竄躲する者は、告ぐるに重ねて來たりて拿尽せんとするを以てす。

且つ顧<sup>おも</sup>うに、嘆夷の兇暴なること非常にして、伯德令の国に留まりてより以来、船隻往来し、常に隙を窺い事を滋さんとするの意有り。若し苟且に船を撥し該難人等を護送して閩に到らしむれば、嘆夷、重ねて來たるのとき、其の命に違うを以て怒りを發し罪を加えて禍害の國家に及ぶを深く恐る。現今、飭して衣食を給与し、意を加えて撫恤して、護送の挙を將て暫く停止を行わしむ。統べて情に拵りて撫<sup>ほどよ</sup>兩院に転詳し、妥<sup>ほどよ</sup>為く査辦せしめ、敝国

をして該難人を護送して以て事無きを得さしめんことを祈る。理として合に咨もて請うべし。査照して施行せしを賜覆されたし、等の因ありて司に到る。此れを准けたり。

又、抄片もて行査する事の為にす。<sup>④</sup>

咸豐二年十一月初十日、前總督部堂季（芝昌）の憲劄を奉けたるに（以下の如し）。

照らし得たるに、本部堂、咸豐二年十一月初七日に於て福建撫部院王（懿德）と会同し、附片もて具奏せるところの、琉球国王世子、使を遣わして咨文を齎<sup>⑤</sup>到せしめたること、閩省内地の民人蔡祥慶等、洋に在りて琉球地方に漂收して安頓したこと、咲咲國夷船の前往して六十余人を拿え回さること、尚お三百余人は該國に寄寓する有ること、現に經に分別に査辦しつつあることの各縁由の一片あり。硃批を奉到するを俟ちて另に録して飭知するを除き、並びに片稿・原咨・名冊を抄錄して、欽差大臣<sup>⑥</sup>兩廣督部堂に飛咨し、粵に在るの夷酋に照会せしめ、廈門領事に転飭して迅速に交審せしむ。及た興泉永道<sup>⑦</sup>に行じて即速に夏防同知<sup>⑧</sup>を督同し、嘆國の厦に在るの領事巴邁士に照会し、條約に遵照して迅やかに前に琉球国に在りて拿え回りたるの閩省内地の民人を將て名に按じて交出せしめ、該道・府等の公を秉りて審辦するを聽候せしめ、並びに抄片内に指す所の各節を將て明晰に寔に拋り声覆して核辦せしむべし。一面には、泉州府及び同安・晉江・南安・惠安・安溪等の県に転飭し、一体に該民人等は平日家

に在りて実在、是れ良なるや是れ匪なるやを確査せしめ、各該族房の保隣各一人に査伝し、切寔の供結を訊取し、呈送して通詳せしむべし。該道は職<sup>⑨</sup>ら夷務を司れば、必ず須らく督飭して認真に査辦せしめ、稍も泄延して遷就するに任せ、大いに未だ便ならざるに干<sup>⑩</sup>わるを得る母からしむべし。

暨<sup>⑪</sup>た汀漳龍道に行じて漳州府龍溪県に転飭し、該民人等は平日

家に在りて寔在、是れ良なるや是れ匪なるやを確査せしめ、該族房の保隣各一人に査伝し、切寔の供結を訊取し、呈送して通詳して核辦せしむべし。琉球国より咨送せる原冊に開造せるの蘇章一名<sup>⑫</sup>は汀州府の龍江縣人に係る、等の語に至りては、査するに、閩省汀州府には並<sup>⑬</sup>えて龍江縣無ければ、該府所属の各県内に蘇章其の<sup>⑭</sup>人有りや無きやを究竟せしめ、並びに即ちに分飭して査覆せしむべし。並びに福臬司に行じて一体に飛速に移行し、分別に遵照して辦理せしむべし。該司、並びに閩省總局・司道に移し、夷務の各委員を督同して移飭して査照せしむるの外、合併して抄片もて行知す。牌を備えて司に到れば、即速に一体に移行し遵辦せしめよ。該司、仍お此の案を査訊し明確なるを俟ち、隨時、琉球國王世子に咨覆して査照せしめよ。遲るる母かれ。速速せよ、とあり。世子に咨覆して査照せしめよ。遅るる母かれ。速速せよ、とあり。

又、巡撫部院王（懿德）の批を奉けたる興泉永道の具稟は（次

の如し）。

奉査したるに「閩省の民人蔡祥慶等、洋に在りて琉球地方に漂收して安頓したこと、咲咲國の船の前往して六十余人を拿え

回さること、並びに當時、鎗斃・縊死するものの外、尚お二百余人有りて仍お琉球に在れば、飭して即ちに条約に遵照して嘆<sup>27</sup>國の夷酋に照会し、先に拿え回りたる人を將て交出せしめて審辦し、一面には各節を査照して明晰に声覆せしむべし」等の因あり。遵いて經に道より嘆領事巴邁士に照会して査復せしむ。

旋いで復称に拠るに「査するに、此の案は前に米國領事の移に拠るに称すらく、伊の國の商船一隻の船主暨び水手數名は、俱に船に搭るの閩人に兇殺せらる。後に經に罪を畏れて琉球地方に逃匿したれば、廈門には米國の兵船無きに因り、嘆船を撥派して前赴せしめ、代<sup>かわ</sup>りて兇手を追擒して以て閩省に転交し審辦するに便ならしめんことを求請す。當に經に前領事の蘇<sup>29</sup>は、戰船二隻を特派し、琉球に往赴して逃匿せる閩人數十名を拿え回りて廈に到らしむ。當に米國官船も廈に來たる有り。經に嘆國の水師官<sup>30</sup>、拿え回りたる閩人等を將て名に按じて交代し明白ならしめ、隨いで經に帶びて粵省に至る。米官より章程に依照し、華官に転交して審辦せしむ、とあり。來文の指す所の案内的情節は稽查するに從<sup>よ</sup>る無し。煩わくは米國官員に向いて查詢して方めて寔情を得ざしめんことを」等の語あり。

又、經に請に拠りて米國領事裨烈利に照会し去後れり。

茲に復称に拠るに「按するに、此の事は本合衆国に屬するに係り、嘆船に非ざるなり。該船主は沿海に在りて閩省の民人共に四百零二十名を搭せて、本合衆国金山地方に往きて工と作さしめんことを」

と欲す。詎んぞ料<sup>31</sup>らん、船、洋面に出て數日、搭せる所の人等は

船に在りて機に乗じて乱を作し、船主一名・舵工二名・水手四名を殺死するとは。共に七名に係る。後に殺し余すの水手を強圧して舟を行して崎枝の洋面に至り、暗礁に走り上るの時、衆<sup>32</sup>くの閩人は俱に各々逃走し島に上る。唯だ二十一名のみ留りて船に在り。船は潮に隨いて礁を下るに及び、殺し余す所の水手は乃ち機に乘じ、並びに留まる所の二十二名の閩人を載せて廈に転ず。其の兵船は崎洋の海島に到りて諸閩人を拿獲し、經に帶びて粵省に往く有り。本合衆國の大員より、章程に依照して審辦し、罪を定めたる十八名は華官に交するを除くの外、余は皆、本合衆國の兵船に配載し廈に到りて田里に放ち帰らしむ。另に審辦する所の情節は、粵省に在るに縁りて本領事は詳細を甚だしくする無し。但だ思うに、此の案は粵に在りては經已に審辦し定着したれば、則ち其の余は以て問わざるべし。尚お留まりて崎枝洋の海島に在る所の人は、或いは琉球國より船を配して載せ回り、或いは華國船、處に到りて載せ回るも俱に可なり」等の由ありて前來す。

伏して査するに、該夷酋等の先後して照復せる各情は、琉球國王世<sup>33</sup>子の原咨と逐一吻合すること能わざと雖も、其の大概の情形を核<sup>34</sup>べたるに、尚お大いに相刺謬するには至らず。該夷の前咨に、拿え回りたるの數十人は、先に經に粵省に帶往して地方官に交して審辦せしむるを除くの外、余は俱に廈門に載せ回り釈放して完案せり。其の現に琉球に在るの人は、該夷、亦た復た顧み

て問わず。惟だ該民人の蔡祥慶等は、平日家に在りて實在、是れ良なるや是れ匪なるやは、必ず須らく査訊して明確にし、方めて核対を昭らかにすべし。分別に汀漳龍道・泉州府に移行し、原籍の各県に分飭して迅即に族保・隣佑に査伝し、切実の供結を訊取し、呈送して通詳し察辦せしむるを除くの外、合に査詢せる情形を將て稟もて察核を乞うべし、との縁由あり。

批を奉けたるに「査するに、現に琉球國に住まるの内地の民人蔡祥慶等は、既に米国の夷領事より前情を移覆<sup>(36)</sup>するに拠り、該民人等は是れ良なるや是れ匪なるやを、応に即ちに船を配して載せ回りて査訊し辦理すべし。其の前に咲船に拿え回さるる數十人の内、称に拠るに、十八名は粵東に帶往せられ、米国の夷官より章程に依照して粵省に転交し、審辦して罪を定めしむ。其の余は船を配して夏に到れば田里に放ち帰らしむべし、等の語あり。応に移咨して査覆せしむべきや否やは、司に仰じて前指に遵照せしめ、並びに蔡祥慶等は応に何船に配して内地に載せ回すべきやを將て、日を剋して心を悉くして妥議し、通詳して察奪せしめよ。

一面に各道府に移行し、各籍の県に分飭して族隣に査伝し、切結を訊取し、通詳して核辨せしめよ、並びに咲船の載せ回りたる人は曾て夏に到りて放ち回らせるや否やを查明し、覆を具えて察査せしめよ、仍お督部堂の批示を候て、繳す、稟は抄發す」とあり。並びに興泉永道の移を准けたるに、前因に同じ。各々司に到る。此れを奉准せり。

復た經に両院憲に詳請し、欽差大臣兩廣督部堂葉（名琛）に移咨して轉飭し査覆せしむ。暨び興泉永道・汀漳龍道に分移し、各籍の県に檄飭して各該族隣に査伝し、該民人等は平日家に在りて是れ良なるや是れ匪なるやを訊明し、切対の供結を取具し、通送して核辨せしむ。並びに咲船の載せ回りたる民人は曾て夏に到りて放ち回らせるや否やを查明し、覆を具えて察査せしむ。暨び琉球國は現に何項の便船の、以て着して内地の民人蔡祥慶等を將て載せ回らしむるに堪うる有るやの処は、福防庁に飭拠して詳称せしめたるところ（次の如し）。

札を奉けたるに、本年、琉球國は何項の便船の間に來たり、以て着して現琉球に住まるの内地の民人蔡祥慶等を將て配運して内地に載せ回りて審辦するに堪うること有るや無きやを飭查せしめ、日を剋して妥議し、詳覆して察奪せしむ、等の因あり。正に飭查して核辨せしむるの間に在りて、琉球の請諭の正使王舅馬克承等の稟に拠るに称すらく「切かに上年二月二十三日、咲船、敝國の八重山島の洋面に漂到する有り。船内の難民三百八十名・咲夷一名は上岸したるに、其の船は隨<sup>(37)</sup>即に開去せり。敝國主、當即に飭查せしむ。詢いたるところ、難人蔡祥慶の供稱に拠るに、俱に福建の漳・泉各属の人氏に係る。本年二月初一日、夏門に在りて搭船し咲國に開往し貿易せんとして、洋に在りて風に遭い、漂流して此に至れば護送せんことを懇求す、等の語あり。當に經に館を設け安頓して撫恤せしむ。三・四両月の間に迨<sup>(38)</sup>んで、又、咲

船三隻、先後して到来する有り。嘆夷は各々器械を持ちて岸に登ること畳次、拿えらるる難民八十餘名を船に載せて去る。又、該難民の陸続として病故せる二十三人は、俱に棺衾<sup>(38)</sup>を給して葬埋するの外、現<sup>(39)</sup>に在るの二百七十一名は、理として合に船に配して護送すべし。縁みに該通事羅元祐の云うに拋るに、難民は嘆夷と船に在りて互いに人命を傷つけ肇<sup>(40)</sup>岬多端なり、等の語あり。若し遽<sup>(41)</sup>に該難民を將て内地に護送すれば、誠に恐るらくは、嘆船の再來たりて訪拿せんとするも踪無ければ勢い必ず憤怒し、球国は擾<sup>(42)</sup>を被ること益々甚だしかるべし。是を以て敝國主は先に咨文を具えて承等を遣わして恭しく齎し、二号貢船に搭駕して閩に來たらしめ、呈もて藩憲に咨を給するを詳請するを懇<sup>(43)</sup>いて案に在り。

復た行に臨むの際に於て命を奉けたるに諄囑<sup>(44)</sup>すらく、閩に抵るの後、當に護送を准<sup>(45)</sup>さるを蒙るを候ちて、即ちに須らく法を設け、船を購いて梢を撥し咨を齎し、先に趕<sup>(46)</sup>ぎ回るを行ひて、以て辦理するに便ならしむるを准<sup>(47)</sup>さるを賜わらんことを稟請すべし、等の語あり。

蓋し八重山島は王府と離隔し地方遙遠なるに因り、船隻、相去<sup>(48)</sup>くは一年の間に惟だ二・三月内の東北の風汎に乗ずるを得るの時に值たりて方めて駕して該島に抵るべし。伏して思うに、貢船は向に夏至の返棹に係る。若し此の時、回国するの後を俟ちて始めて將に該島に撥往せんとすれば、風汎もて行き難く、恐らくは本秋に于ては護送して閩に來たるに及ばざらん。況んや該難民の人

数甚だ多ければ、久しく海隅に留めんか、瘠土の区たれば<sup>(49)</sup>祇<sup>(50)</sup>だ忍るらくは、供應週<sup>(51)</sup>からず、殊に未だ便ならざること多からん。承等、館に在るの各官は、再四籌商したるも、惟だ迅やかに咨を給するを賜わるを詳請せられんことを籲懇<sup>(52)</sup>する有るのみ。並びに船隻を購い備え、貢船上の海道を熟諳するの水梢を派撥し、咨を齎し趕緊に回国せしめ、以て船を配して護送し閩に抵るに便ならしむるを允准せられんことを乞う。庶<sup>(53)</sup>為わくは妥協せられんことを。派撥するの水梢の花名・人数を將て另に造冊を行ひて呈送するを除ぐの外、合に亟<sup>(54)</sup>やかに情を瀝<sup>(55)</sup>いて稟を具うべし。

伏して乞うらくは、俯して軒詳するを賜わり、恩もて迅やかに咨を給せられんことを。並びに承等、船を購いて趕<sup>(56)</sup>ぎ回り、以て護送して閩に來たるに便ならしむるを准<sup>(57)</sup>予され、本国をして以て事無きを得さしめんことを懇<sup>(58)</sup>う。深く徳便為るべし」等の情あり。轉詳して司に到る。

當に査するに、此の案は先に琉球國中山王世子の移咨を准<sup>(59)</sup>け、即ちに經に情に拋りて詳したれば、前督憲より分別に飭查せしめ、並びに欽差大臣兩廣督部堂に移咨し、夷酋に諮詢せしめ、閩に覆して遵辦せしめ、並びに漂收・查辦するの各縁由を將て附片もて奏明するを奉じて案に在り。

嗣<sup>(60)</sup>いで經に興泉永道より米國領事に照会して査覆せしめたるところ、現<sup>(61)</sup>、琉球に住まる人は、或いは琉球國より配船して載せ回るも、或いは華國より船を遣わして往載するも俱に可なり、等

の情あり。

稟もて前督憲の批を奉けたる局の核議に、省局司道より司に移し、琉球国には現に何項の便船の、以て着して内地の民人蔡祥慶等を將て載せ回らしむるに堪うる有るやの處を查明せしめ、咨もて案に帰し、核議して詳辦せしめんことを請う、等の因あり。

又、經に福防厅に檄飭して確査せしめ、本年、琉球国は何項の便船の閩に來たりて、以て着して内地の民人蔡祥慶等を將て載せ回り審辦するに堪うること有るや無きや、日を剋して妥議し、詳覆せしめ去後れり。

茲に該庁の詳に拠るに（次の如し）。

該夷使の稟に拠るに称すらく「八重山島は王府と離隔し地方遙遠なれば、船隻往来するに風汎は只だ一・三両月の内に在りて方めて駕して該島に抵るべし。貢船の返棹に至りては、向に夏至に係る。若し此の時、回国するの後を俟ちて始めて該島に撥往するを行わば、風汎もて行き難く、恐らくは本秋に于ては護送するに及ばざらん。咨を給するを詳請し、並びに船隻を購い備え、以て水梢を派撥し、先に咨を齎し趕ぎ<sup>いそかえ</sup>回るを行うに便ならしめ、該民人等を將て船を配して以て秋の間に接貢船隻に隨同し、護送して閩に來たるに便ならしむるを准されんことを懇乞う」とあり。応に俯して請う所の如く辦理し、以て稽遲するを免れしめて体恤を示すべきに似たり、とあり。

該庁に飭して、迅やかに該夷使の購い備える何項の船隻を將

て、派撥するの水梢の姓名・人数と共に、日を剋して冊を造り結を取りて詳送するを除くの外、合に就ちに文を具えて詳請せしむべし。批示を察核して以て咨を給し、備に該國王世子に移して査照せしむるに便ならしむれば、寔に公便と為す、等の由あり。

詳もて兼署總督部堂王（懿德）の批を奉けたるに、詳に拠りて已に悉れり、仰むらくは即ちに咨を給し、備に琉球國王世子に移して査照せしめよ、一面、福防厅に飭して迅やかに該夷使の購い備える何項の船隻を將て、派撥するの水梢の姓名・人数と共に、日を剋して冊・結を取造して詳辦せしめよ、遲るる母かれ、仍お撫部院衙門の批示を候て、繳す、とあり。

又、巡撫部院王（懿德）の批を奉けたるに、詳の如く辦理せしめよ、仍お督部堂衙門の批示を候て、繳す、各等の因あり。此れを奉けたり。並びに福防厅の詳報に拠るに、該夷使の購買せる梁士快の商船一隻は、派撥するの水梢の姓名と共に冊を造りて呈送す、とありて前來す。

合に就ちに移咨すべし。此れが為に備に貴国王世子に咨す。請煩わくは、査照して迅やかに八重山島に漂收するの内地の民人蔡祥慶等二百七十一名を將て、向例に遵照して官を撥し、護送して閩に來たらしめて審辦せしめんことを。望むこと切なり。速やかなるを望む。

須らく咨に至るべき者なり。

計<sup>かぞ</sup>うるに移送せる冊一本あり。

右、琉球國中山王世子尚（泰）に咨す

咸豐三年（一八五三）三月三十日

注＊本文書への回答の咨文が「一九四〇七」である。

- (1) 貴国王世子の咨 「一九一二五」。
- (2) 遣 校訂本は「遣」だが台湾本は「遣」。
- (3) 拿尽 すべて捕まえるの意か。
- (4) 行查 命じて調査させること。
- (5) 齋到 もたらす。持参する。
- (6) 欽差 皇帝が官吏を特派すること。又は特派された官吏のこと。
- (7) 兩廣督部堂 広東省と広西省を監督する総督部堂のこと。このときの兩廣総督は欽差大臣徐広縉が兼務していた。
- (8) 粤 粤省。広東省。粵は越と同義で、古代、百越の地だったことからいう。南シナ海に面し、北は福建省、江西省、湖南省と隣接する。
- (9) 転飭 上級機関の命令を下級機関へ転送すること。
- (10) 興泉永道 清代福建省の行政区分の一つで、興化府、泉州府、永春直隸州を管轄する。
- (11) 督同 監督引率する。
- (12) 巴邁士 バックハウスマ（John Backhouse）。イギリスの外交官。「一八四四年より広東領事館にて書記長（chief clerk）を勤めた後、一八四七年から一八五〇年代半ばにかけて廈門の副領事の職にあつた。
- (13) 公を秉り 公平に。
- (14) 審辦 詳しく調べて処理すること。
- (15) 聽候 （協議の結果やそれに基づく指示などを）待ちうけること。

- (16) 族房 房族と同じ。家族、親族。
- (17) 保隣 保甲制において、同一保甲に属する隣り近所の人。族保・隣佑・族隣とも。
- (18) 供結 親供（本人の申請書）、保結のことか。
- (19) 認真 誠実な態度。まじめに。
- (20) 泄延 ながひかせる。
- (21) 遷就 こじつける。
- (22) 汀漳龍道 汀州府、漳州府龍溪県を管轄する分巡廈海道か。海防などを掌る。道は明の中期より生じた地方官制で、若干の府を統括し、行政は分守道、監察は分巡道が掌つた。この他、各省の全域にわたり特定の事務を掌る分司道があり、その職務内容をもつて呼ばれた（巡海道・兵備道など）。これらを道、道台、道員と総称する。
- (23) 開造 書き出す。
- (24) 福臬司 福建の按察司。
- (25) 總局 清末に置かれた新設の特設機関のことか。
- (26) 鐮斃 銃に撃たれて死ぬこと。
- (27) 嘆國の夷酋 ここではイギリスの廈門領事サリバン。
- (28) 転交 受け取つたものを転送して渡すこと。
- (29) 蘇 蘇威廉・サリバン（William M.Sullivan）。イギリスの廈門領事。バックハウスマの前任。
- (30) 水師官 水師は船頭。水手か。
- (31) 依照 照依に同じ。前の通り、その通り。
- (32) 補烈利 ブラッドレー（C.W.Bradley）。俾列利とも。道光二十九年（一八四九）から廈門の米領事を務める。
- (33) 刺謬 もどりあやまる。食い違うこと。
- (34) 完案 一件が終結すること。
- (35) 核対 核実に同じ。実際に調査すること。

(36) 移覆 回答の咨文（咨覆）を送る。

(37) 核辦 校訂本は「核繳」だが、台灣本、「一九四〇七」では「核辦」とあり、それに拠つた。

(38) 棺衾 棺桶と遺体を包む着物。

(39) 肇衅多端 騒擾の発端が多く発生していること。

(40) 訪拿 訪拿。捜索して捕らえること。

(41) 承馬克承のこと。

(42) 瘡土 地味のやせた土地。

(43) 籌商 検討する、協議すること。

(44) 簿懇 嘆願する、懇願すること。

(45) 往載 載せて行くこと。

(46) 核議 審議すること。また審議決定した事項。

2-193-11

福州府海防同知より、八重山漂着の中国人苦力の護送許可を

通知するため、水相当真等へ発給した護照

（咸豐三《一八五三》、三、二十三）

<sup>(1)</sup> 特調福州南台海防總捕分府管水利關課軍功隨帶加一級尋常加

三級紀錄四次の保（泰）、護を給する事の為にす。

案するに、藩憲の札もて奉じたる両院憲の批を蒙りたる興泉永道の稟覆に拠るに、上年二月の間、内地の民人蔡祥慶等、嘆船に搭載し琉球国に漂收せるの一案を奉査し、本年、何項の便船の間に來たり、以て着して内地の民人蔡祥慶等を將て配載し閩に到らしむるに堪うること有るや無きやは、序に行じて妥議して詳覆

せしむべし、等の因あり。

並びに該國の請諭夷使の具稟に拠るに、該民人の蔡祥慶等の現に住まるの八重山島は、王府と隔離し遙遠なれば、船隻往来するに風汎は只だ一・三両月の内に在りて方めて駕して抵るべきを以て、咨を給して船を購い、水梢を派撥し、先に咨を齎して回国するを行い、信を報じて以て趕<sup>いそ</sup>ぎて本秋に於て該民蔡祥慶等を將て接貢船隻に隨同し、護送して閩に來たらしむるに便ならしめんことを稟請す、等の情あり。業<sup>す</sup>経に詳もて大憲の示准を奉けたり。

並びに該夷官の稟報に拠るに、買いたる所の閩邑の船戸梁士快の柴船一隻の船身、長さ五丈一尺五寸、闊さ一丈四尺五寸、牌<sup>4</sup>名は梁財利なり。船契を抄粘せり。並びに該船戸の梁士快は、甘結・原領の船照を売らんことを願う。派撥するの水梢當真等十四名及び撥装せる圧載貨物の冊・結を造送す、とありて前來す。分別して核転し、並びに拠けとりて繳めたる船照を將て籍県に移還して核銷せしめ、一面、兵を撥して護送せしむるを詳請するを除くの外、合行しく照を給し執付すべし。

此れが為に琉球国の水梢當真等に照を給して齎執せしめ、即使に遵照し、咨を齎して回国せしむべし。沿途、如し経過の関津、隘口にて照を驗する有らば放行し、留難して阻滯するを得る母かれ。回国の日を俟ちて、該夷梢、仍お護照を將て王府に呈繳し、本秋接貢船隻の閩に到るを俟ちて閩に來たるの夷官に飭交し、稟もて繳め察銷せしむべし。違う母かれ。